

お知らせ

2019 年日本租税理論学会研究大会シンポジウム
での報告者の募集

日本租税理論学会研究大会運営委員会

2019 年 4 月 1 日

日本租税理論学会（以下「本学会」）研究大会運営委員会（以下「運営委員会」）
は、2019 年研究大会シンポジウムでの報告者を募集します。

開催日程および開催場所、ならびに本学会 2018 年理事会で決まりましたシンポジ
ウム統一テーマおよび報告テーマ例（予定）および募集期間は、以下のとおりです。

2019 年日本租税理論学会総会/研究大会
2019 年 12 月 7 日(土)8 日(日)
名古屋 愛知大学名古屋キャンパス
(教室等は未定)

2019 年研究大会シンポジウム統一テーマ

租税上の先端課題への挑戦

【報告テーマ例】（予定）

◆モノからデータ、リアルからネット経済市場、への移行と税制のあり方

- ①巨大 IT 規制と国際デジタル課税
- ②クラウドファンディング取引と税制
- ③フィンテック、仮想通貨取引と税制
- ④EV 化と走行課税への転換
- ⑤キャッシュレス化推進と税制
- ⑥AI 税務や税務専門職の将来的展望
- ⑦その他、シェアリング経済と税制等々

(報告時間は、45 分～60 分。最終的には報告本数等に応じて運営委員会で決定)

●募集期間：2019 年 4 月 1 日（月）～5 月 10 日（金）PM5：00 ま

で

●あて先：info@j-ast.com 研究大会運営委員会

オープンコンペティションです。会員の方々、自由に応募ください。また、身近な会員、非会員で、報告が可能な方がいれば、推薦いただければ幸いです。推薦いただいた方については、運営委員会からコンタクトいたします。

応募または推薦にあたっては、報告者氏名・所属・報告したいテーマ、報告要旨〔(100 字～) のアウトラインで結構です。ただし、他者の推薦者の場合を除きます。〕会員（非会員）メールアドレス、電話番号、住所などを記載して、メール（添付メール）で、あて先までお願いします（フォーマット A および B を参照）。

●フォーマット A 報告申込書 ([ここをクリックしてください。](#))

●フォーマット B 報告者の推薦書 ([ここをクリックしてください。](#))

Word フォームに、またはフォームをプリントアウトしたうえで、必要事項を記入し、info@j-ast.com 研究大会運営委員会あてに、Word フォームまたは PDF 処理し、メールに添付して送付ください。

同一のテーマに複数の応募がある場合も考えられます。採否について、最終的には、応募期間終了後できるだけ速やかに運営委員会で決定したうえで、応募者本人等にメールでお知らせします。なお、運営委員会が必要と判断した場合には、追加資料または予備報告をお願いすることもありますので、事前にご了解ください。

ご質問がある場合には、info@j-ast.com 研究大会運営委員会あてにお願いします。

報告者が、研究大会シンポ統一テーマでの報告を考える場合の目安（ポイント）を示したメモ（未定稿）を添付しておきます。参照いただければ幸いです。

【メモ資料/未定稿】

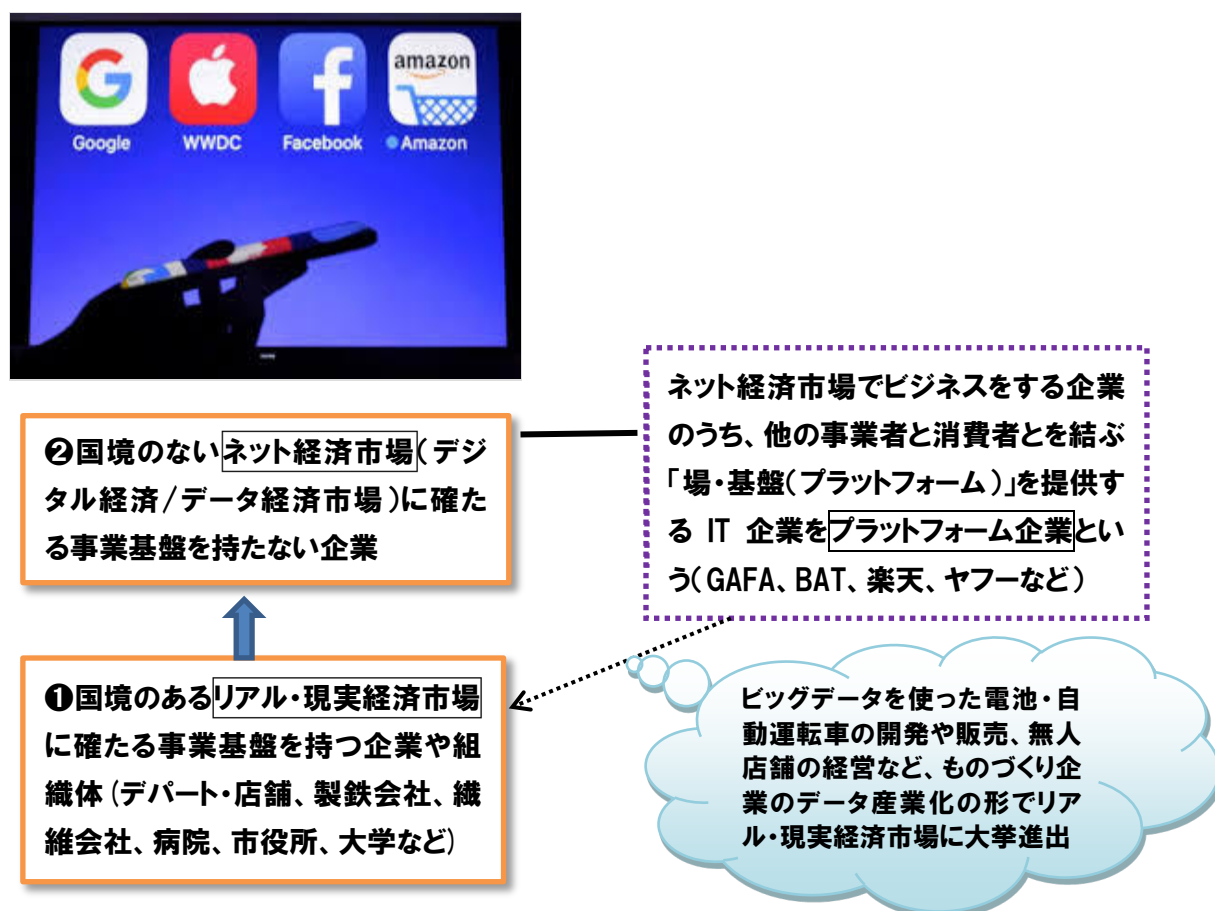
2019 年租理学会研究大会シンポで報告テーマを考える際のポイント(メモ)

石村耕治(文責)

2019 年 3 月 8 日

経済市場の流れがモノからデータ中心へと大きく変わっている。すなわち、データ化（デジタル化/情報化）できるサービスは、①現実市場経済（リアルエコノミー）から、②データ市場経済（データエコノミー/デジタルエコノミー）に大挙して移行している。

【図表 1】巨大ネット企業/プラットフォーム企業の所在



GAFA のような巨大ネット企業は、②ネット経済市場で手にした目に見えない資源である大量の個人データと巨額の富を①リアル・現実経済市場において人手の要る分野

の効率化・合理化に投資している。つまり、巨大ネット企業の①リアル・現実経済市場への進出である。巨大ネット企業は、独自に、あるいはハードなモノづくりメーカーと共同で、AI（人工知能）、AI ロボット、ドローン、自動運転車両、EV 車などハイテク製品の開発に取り組んでいる。今や、これら強大なネット企業は、ものづくり企業のデータ産業化を進める形で①リアル・現実経済市場に参入、そこでの独占、巨人として存在することも夢ではなくなってきている。

今回のシンポのテーマについては、モノからデータへ大挙して移行している現状を認識したうえで、報告してもらう必要がある。テーマごとに問題認識を、簡単にまとめてみると、つぎのとおりである。

- ・ **デジタル課税** ①リアル・現実経済市場と②ネット経済市場相互間での競争条件の均等化（equal footing）確保のための課税
- ・ **ネットバンキング・デジタル通貨・仮想通貨・フィンテック・決済・与信業務・投資業務・キャッシュレス化** ①リアル・現実経済市場の金融機関から②ネット経済市場で拡大するプラットフォーム企業・ネット企業へ移行（例、みずほ銀行の大リストラ・プラットフォーム企業・ネット企業への脱皮）。課税対象のデジタル化（情報化・データ化）に対応した税制
- ・ **EV 車・自動運転車** ビッグデータやハイテクを使った①リアル・現実経済市場での技術革新。ガソリン・ディーゼル車から EV への移行に伴う、燃料課税から走行距離（マイレージ）課税・課金への移行
- ・ **税務行政・会計税務専門職** ①リアル・現実経済市場から②ネット経済市場双方に対応できる税務行政のスマート化、ML、AI（XAI）やロボット（ロボアドバイザー）を活用した高度に自動化・効率化された専門職市場の出現

【図表2】 ①リアル → ②ネットへ移行するサービスを点検する

音楽 ①→②	インターネットを通じたスマホなどへのデータ配信が一般的になり、CD ショップのようなリアル経済市場での取引は縮小の方向
金融(証券・銀行) ①→②	金融機関の決済や与信は、ネット経済市場へ移行。証券もネット経済市場へ移行に加えて、AI(人工知能)のアルゴリズムを使った取引の自動化で人材難克服
貨幣/通貨 ①→②	デジタル通貨、仮想通貨へ移行。リアル経済市場での現金取引は縮小の方向
商品の展示・受注 ①→②	Web/サイバー店舗などに掲載・展示、メールで受注可能。ただし、商品などの配送など物流(logistics)は、リアル経済取引。そこで、AI やドローンなどを使い、人手の合理化・効率化に必死。

郵便局①・② 手紙はネットを使ったメールや添付メールに移行で、リアル経済取引は大幅縮小に。一方、商品の展示・受注のネット取引拡大に伴い、ゆうパックは、リアル経済取引として健在。AI やドローンなどを使い、合理化・効率化に必死。郵貯や保険などの取引は、デジタルディバイド(情報弱者)向けの現実経済取引は維持できる一方で、流れはネット経済市場へ移行

市役所①・② リアルタイム対応を求める市民のニーズに即応するためには、市役所における住民票の交付その他申請事務などは最もデジタル化(情報化)できる分野の1つである。その一方で、「住民フレンドリー」の視点から、デジタルディバイド(情報弱者)向けの現実空間での事務を維持する必要性も高い。また、上水道や市道などの維持管理、ゴミ収集、介護など、ネットにはなじまず、現実空間での事務を維持する必要性も高い分野も多い。

学校教育①・② 一般に、教育は最もデジタル化(情報化)できる分野の1つである。大学のような高等教育、とりわけ文科系ではネットを使ったいわゆる“ネット大学”の形でネット経済市場への移行も可能。現実空間大学では、サーズ(重症急性呼吸器症候群/SARS)のような危険なパンデミック患者が出た場合に一斉休校措置をどう伝えるか思案しているのが実情である。しかし、パンデミックの場合には“ネット大学、授業のネット配信”に切り替えて対応するなどの発想の転換が必要。一方、大学教育でも理科系・実験系では、一般的にリアル経済市場に所在する必要性は高い。また、学校教育でも、調和ある人格の形成をめざす義務教育のような場合には、リアル経済市場に所在する必要性が高い。

税務会計・監査・法務①・② 政府規制でつくられた専門職は多岐にわたる。例えば、(1)税理士は、①税務書類の作成、①記帳代行、③税務代理、④税務相談などを主な業務とする。①・②は②データ経済市場に移行する。その一方、③・④は、①現実経済市場に存在し得るが、AI を活用し、高度に自動化・効率化される方向。(2)公認会計士は、監査が本務である。しかし、監査業務は、情報化(デジタル化)され、②データ経済市場に移行するとともに、AI を活用し、高度に自動化・効率化される方向。(3)弁護士は、本務である法務代理や法務相談は①現実経済市場に残るが、相談業務などは AI を活用し、高度に自動化・効率化される方向

2045 年には、人工知能(AI)は人間の知能(MI)を超えるシンギュラリティ(Singularity/技術的特異点)に到達するともいわれている。

◆GAFA が「プラットフォーム」とは、どういう意味か？

経営手法の1つに、「プラットフォーム・ビジネス・モデル(platform business model)」がある。英語の「platform」は、正式には「プラットフォーム」と発音するが、和製英語読みは「プラットホーム」である。ここでは、「プラットフォーム」の呼び名を使う。

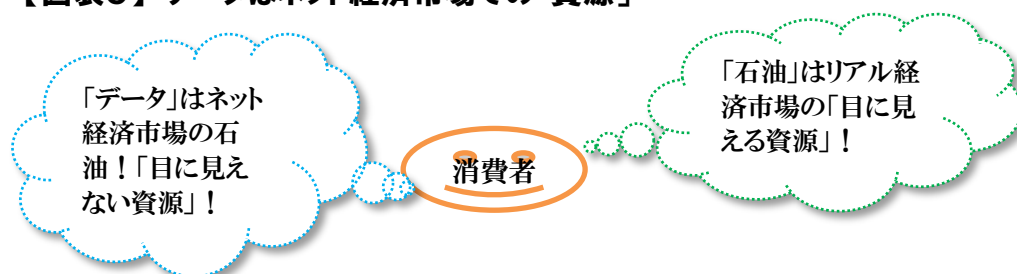
「プラットフォーム」とは、経営用語としては「事業基盤」。一般用語としては、いわゆる駅の「列車のとまる場所」、「鉄道駅」。米語では「トラック(track)」。新宿駅の1

番線は、「Platform No. 1」（英語）、または「Track No. 1」（米語）である。②ネット経済市場に目に見えない「道の駅」を構築するようなものとみてよい。

モノづくり企業やデパートなどは、①目に見える「リアル経済市場」でビジネスを営んできた。新たにインターネットとパソコンないしスマートフォンや iPad のようなモバイル端末などでつながれている目に見えないサイバー空間に広がる②ネット経済市場（デジタル経済市場またはオンライン経済市場）が誕生した。②ネット経済市場に、プラットフォーム（事業基盤）を築いて、たくさんの事業者と消費者との間を結ぶ取次業をやっている IT 企業を、「プラットフォーマー（platformer）」または「プラットフォーム企業（digital platform company/entity）」と呼ぶ。国によっては「デジタルマッチメーカー（digital matchmaker）」、「電子仲人」とも呼ぶ。

モノからデータに流れが変わるに従い、新たな資源であるデータ（ネット市場経済における目に見えない「石油」に相当）やハイテクをうまく使って、ネット空間のいろいろな企業や消費者が集まれる“フォーラム（広場）”、いや“プラットフォーム”を築いて、中継の商売するビジネスが大流行りである。

【図表3】データはネット経済市場での「資源」



ペイペイ（PayPay）やペイパル（PayPal）、「スマホサイフ」のように、②ネット経済市場に目に見えない「道の駅」をつくりスマホを使った民間の電子決済＋ポイント集約型の事業も小粒ながら立派なプラットフォーム企業である。巨大なのは、GAFA/ガーファ（クーグル・アマゾン・フェースブック・アップル）、中国の BAT（バイドウ・アリババ・テンセント）、それに国内の楽天とかである。とくに GAFA とかは、「テック巨人（tech giants）」と呼ばれる。

◆GAFA 対応策の選択の1つとしてのデジタル課税の所在

GAFA のような巨大ネット企業/デジタル・プラットフォーム企業による個人データ独占に待ったをかけるために、世界各国は、①デジタル課税の実施、②独占禁止法/競争法（反トラスト法）などの適用、③個人情報保護法制の適用（データローカライゼーション/data localization）などを考えている。つまり、①デジタル課税の実施は1つの選択にすぎない。

- | |
|--|
| ①デジタル課税の実施
②独禁法/競争法などの適用
③個人情報保護法の適用 |
|--|

EU は、デジタル課税を GAFA 対策に活用しようとしているが、アメリカはそうではない。今年の G20 で合意形成ができるのかははっきりしていない。議論の中心は、“所得課税” か、“消費課税” か、さらにはその税収をどう配分するかなどである。

EU は、巨大 IT 企業が②ネット経済市場で得た“果実”に消費課税の形でどう課税するかに関心している。一方、アメリカは、巨大 IT 企業の多くが米系であることや、連邦レベルでの消費課税を実施していないことから、①リアル経済市場と②ネット経済市場での国際課税の競争条件の均等化 (equal footing) の観点から、所得課税の形でデジタル課税を主張している。

◆テックラッシュと「負の所得税」

海外では「テックラッシュ (techlash)」という言葉が流行っている。GAFA のような②ネット経済市場で全人類の人格を支配できるほど巨大なデータを保有するプラットフォーム巨人や、AI、ロボット (bots)、ドローンなどを開発する「IT 企業への反発」を意味する。

②ネット経済市場でのデータ寡占が進み、富は、プラットフォーム (止り木) に止まる一部の者に集中する。その一方で、①現実経済市場でのビジネスは縮み、市民は仕事を失い取り残される不安が日々高まっている。IT 起業家や識者からは、テックラッシュには、国民に最低限の収入を保障する「ベーシックインカム (BI=basic income)」導入で応えるべきではないかとの声もある。フィンランドでは、世界で初めて 2017 年 1 月から 1 年間ほど BI の試行をした。だが、本格導入には二の足を踏んでいる。スイスでは、2016 年に BI 導入 (大人で月額 25 万円程度支給) について国民投票を実施したが、否決された。OECD (経済協力開発機構) も BI 導入には慎重な立場だ。だが、将来的に、国家は、テックラッシュに BI の給付で現実的な対応をする必要もあるのではないか。この場合、BI の財源は、巨大プラットフォーム企業に対するデジタル課税で賄えばよいともいえる。

◆「デジタル・バイ・デフォルト」原則、「モバイル・フレンドリー・ウェブサイト」ルール、「デジタル・デバイド」の問題

わが国を含め、EU 諸国、北米、豪州・NZ など先進各国および多くの途上国では、オンライン (デジタル) のプラットフォームモデルを使った電子政府 (e-Gov) 構想を進めている。こうしたなか、税務行政のデジタル化の動きも急速である。

例えば、イギリスでは、「デジタル・バイ・デフォルト (digital by default)」、つまり「行政サービスはデジタルが原則」のルールを打ち出してきている。同時に、スマートフォンや iPad のようなモバイル端末が主流の時代に入り、「モバイル・フレンドリー・ウェブサイト (mobile-friendly websites)」ルールを明確にしてきている。これに伴い、電子政府サービスシステム（政府ポータルサイト）は、パソコン（PC）中心ではなく、モバイル端末でリモート・アクセス、ログインできるシステム構築を標準とするようになってきている。

ところが、わが国では、マイナンバー（個人番号）IC カードのような、IC カードリーダーを必要とする電子政府（マイナポータル）モデルを頑なに維持し、国民全員への IC カードの強制交付を血眼になっている。明らかにガラパゴス（陳腐）化している。

これに対して、豪州をはじめとして、多くの諸国では「モバイル・フレンドリー・ウェブサイト (mobile-friendly websites)」ルールの維持する観点から、IC カードでリモートアクセス・ログインするモデルの政府ポータルモデルの採用をやめている。つまり、IC カード（公開鍵・PKI）を不要とし、モバイル端末にフレンドリーなパスワード方式を採用している。

「デジタル・バイ・デフォルト」ルールを打ち出す諸国では、同時に、「デジタル・デバイド (digital divide) / 情報技術格差」、つまり、ネット環境に不慣れで、PC やモバイル端末、電子機器操作が不得手な人たちや納税者に対する支援問題が大きくクローズアップされてきている。「納税者の権利 (taxpayer rights)」保障の一環として、デジタル・デバイドの解消・支援を掲げる研究者や、政府の納税者権利保護機関（例えば、アメリカ IRS の NTA）が増えてきている。また、国連の経済社会局（UN (DESA=Department of Economic and Social Affairs)）なども、ICT (情報通信技術) の急激な発達、電子政府 (e-Gov) サービスの拡大に伴うデジタル・デバイドの問題に注目している。

*なお、報告を希望される会員等で、報告テーマに関する外国文献その他の資料等の入手について、支援が必要な方に対しては、研究大会運営委員会にご相談ください。委員が、できる範囲で支援に尽力したいと思います。